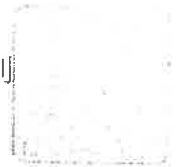


香取市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、平成12年5月1日付け佐原市告示第59号で告示した地縁による団体の告示事項を次のとおり変更する。

令和8年4月17日

香取市長 伊藤友則



1 変更があった団体名 中郷区

2 変更があった事項及びその内容

区分	変更の前後別	内容
代表者の氏名 及び住所	前	篠塚 清見 香取市大倉1807番地1
	後	伊藤 芳洋 香取市大倉941番地

3 変更の年月日

令和8年4月5日